

消防用設備等の点検の基準及び点検結果報告書の点検票の一部改正について

平成31年4月18日、消防予第141号（予防課長通知）

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の一部が改正されました。

この改正通知により、今後、消防用設備等点検結果報告書に添付する各様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、防火管理者、立会者）の押印を不要とし、㊟マークを削除したこと。

なお、改正後も、適正かつ確実に点検が実施されていることを確認できるようにするため、点検者、防火管理者、立会人の記名は、引き続き必要であること。

この改正により、4月18日以後は、点検票に点検者、防火管理者、立会者の押印は必要ないが、引き続き氏名の記入だけは必要である。

この件に関しては、福井県下の各消防本部に確認した結果、すべての本部が押印なしでよいとのことです。

また、今回の改正により、新様式は㊟マークが削除されています。しかし、旧様式についても暫定的に使用可能とのことで、現状では認めているとのことです。

郵送による消防用設備等の点検報告の推進について

平成31年4月26日、消防予第167号（予防課長通知）

消防用設備等の点検報告に際し、防火対象物関係者の負担を軽減するため、郵送によるものも受付可能であること。

このことについても、県下各消防本部では郵送可能とのことです。

詳細は総務省消防庁のホームページ
でご確認ください。